テーマ： 日本の財政健全化について

我が国の一般政府債務残高は１,２９６兆円（２０１５年度末実績）[[1]](#endnote-1)に達し、対ＧＤＰ比率も２４８％と国際的にも歴史的にも例がない高水準である。

消費税の８％から１０％への引き上げが２度にわたって延期された上、増収による使途が教育無償化などに組み替えられるなど、財政再建への本格的な取り組みは先送りされ続けている。

その達成が疑問視されていた２０２０年のプライマリーバランス黒字化の目標も、案の定先送りされた。２０１５年までに半減させるという目標は果たされたことから、一定の成果は認められるものの、２０１８年度当初予算では赤字幅が依然として１０兆円を超えており、黒字化への道は非常に厳しいままである。

１９９３年以降、財政赤字が定着、拡大し、財務残高が増加した主因は社会保障関係費の増大にある[[2]](#endnote-2)。財政健全化の視点で年金、医療、介護等の各分野における改革は急務であることは明らかであるが、この点に関して私なりの考えを述べさせていただくのは別の機会に譲り、ここでは一点だけ触れることとしたい。

ＯＥＣＤのデータ[[3]](#endnote-3)の国際比較において、日本は対ＧＤＰ比率で政府の社会保障支出が２３.８％で１５位、社会保障以外の支出が１３.８％で２９位である。決して高福祉国家ではない一方で、社会保障以外への支出が特段偏った国でもない。この結果を如何に捉えるかは様々な見解があるだろうが、社会保障費が賄えず、財政赤字が膨らみ続けている現状を踏まえると、税率が低いか、被保険者の負担率が低いと指摘でき、要は国民負担率を引き上げる必要があると言えよう。

さて、ここでは、我が国の財政赤字問題が一向に解決の方向に向かわない原因に関して、制度面の病理を整理してみたい。その上で、早急に取り組むべき具体的な方策を考察したい。

明治大学田中秀明教授は著書「日本の財政～再建の道筋と予算制度～」において、財政再建が進まない根本的な原因を“財政ルールを遵守させるためのコミットメントが弱く、またコミットメントを高めるための予算制度上の仕組みが欠如していること”としており、具体的な問題点を以下の通り挙げている。

・赤字ルール～

景気変動に対応して安定的に財政運営を行うメカニズムが欠如している。

・支出ルール～

シーリングが一般会計予算を対象としているため、当初予算偏重、一般会計偏重単年

度偏重となっている）

・中期財政フレーム～

単なる見通しであり、支出を拘束せず、ベースラインがない。

・透明性～

透明性が低く、会計上の操作を抑制できない。

・意思決定システム～

政府の内外に存在する拒否権プレーヤーを制御できない。

 我が国でもこれまでに法規上の定めや財政健全化に向けた法的拘束力のある取り組みがまったくなかったわけでもない。しかしながら、有名無実化しているか、結果的にその効力を早々に失うこととなった。例を挙げると、

 ・財政法第４条[[4]](#endnote-4)～

均衡予算の定めも虚しく、赤字国債の発行は常態化している。

・財政構造改革法[[5]](#endnote-5)～

制定の翌年、本邦大手証券会社や銀行が相次いで破綻したことやアジア通貨危機を背

景に、早々に凍結を余儀なくされた。

・小泉政権下での数次の「骨太の方針」～

国債発行額の上限やプライマリーバランスの黒字化目標が設定されるなど歳入と歳出

の一体改革が図られたが、結果的に抜本的な改革は果たし得なかった。

今更ながらではあるが、我が国の財政健全化のために今、真に必要なものは法的拘束力のあるルールづくりであると考える。他国の先進、成功事例を参考にしつつ、以下の様な仕組みを早急に整備すべきである。

・財政責任法の制定～

 ▷欧州連合のマーストリヒト基準と同様に単年度の財政赤字や債務残高の対ＧＤＰ比

率を法律で規定する。もしくは、政権を担う政府に財政ルールや目標を設定させる。

▷景気動向次第では、対ＧＤＰ比率で財政黒字の維持を義務化する。

▷定期的にその達成状況の報告を義務化する。

▶狙い・メリットは、説明責任を課すことによって予算並びに決算の透明性が高まることや、好景気の際に不要不急な歳出に歯止めをかけること等。

・中期財政フレームの導入

▷複数年度の歳出総額に上限を設定する。

▷補正予算も対象とする。

 ▷決算を詳細にわたり検証し、前提とした経済見通しの適正度を含め報告義務を課す。

 ▶狙い・メリットは、補正予算という抜け道を塞ぐこと、目先の人気取りのための政

策を打ち出し難くなること、中長期的な視野にたった政権運営を促し、予算は使い切るものとの考え方を改めさせること等。また、現在足かけ３年程度を要している予算過程の期間を短縮化する効果も期待できよう。

・独立した財政機関の設置

 ▷予算・決算や財政状況を分析・検証する。

▷財政健全化のために必要とされる提言や勧告を行う。

 ▷予算や財政ルールの前提となる経済見通しの適正度も分析し、必要に応じて修正さ

せる権限を付与する。

▶財政ルールが適用されても元来、政治家や官僚にはそれを守るインセンティブがな

いばかりか、寧ろ自らの利益を優先させるためにそれを破るバイアスがかかり易い

ことから、中立的な立場から財政運営を監視する機関の存在が必要である。

最後に、我が国において、何をきっかけに財政健全化への取り組みが本格化するかについてあらためて考えてみた。引き続き、所謂外圧として、ギリシャのケースで懲りた先進諸国やＩＭＦから“万が一の場合に面倒は見れない”との主旨で変革を強いられる展開や、ヘッジファンドなどの投機筋が他国で財政問題が露呈した機に乗じて、日本国債や円相場に仕掛けてくるような展開は十分あり得ると考えている。

また、今回は別に以下のふたつのパターンを想像してみた。

ひとつは、スウェーデンが財政再建に取り組んだケースと同様に、日本が自然災害か金融業界などの超大手企業の破綻等により非常に大きな経済的ダメージを受けた際に、否応なく、自律的に取り組むケース。

ふたつめは、２００５年のドイツの様に、大連立与党が形成されるケース。政治家は選挙に勝たなければならず、政党としては与党を目指す構図の中、嫌われる政策を選択できるとしたら大連立以外にないか、との結論である。

いずれにしても、我が国の財政状況が危機的状況にあるとの認識はまったく変わっていない。きっかけは何であれ、且つ短期的なダメージがどれだけ大きかろうとも、将来世代へ先送りされるリスクと負担が現状以上に膨らまないように、再建に向けた本格的な取り組みが早急になされることを真に望む。

1. 平成２９年４月 財務省｢日本の財政関係資料｣より

Sysyem of National Accounts (SNA)基準。 [↑](#endnote-ref-1)
2. 社会保障関連費 １９９０年度１１.５兆円、２０１６年度３２.５兆円 [↑](#endnote-ref-2)
3. ２０１４年OECD National Accounts, Revenue Statistics [↑](#endnote-ref-3)
4. 1.国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。

但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

2.前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。

3.第1項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。 [↑](#endnote-ref-4)
5. １９９７年１１月制定。橋本内閣の財政構造改革会議がまとめた歳出削減策が基本。 [↑](#endnote-ref-5)